

---

○議長（稲葉昭宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第4、議案第27号 町道路線の廃止及び変更についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第27号は、町道路線の廃止及び変更についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（産業建設課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） 1つ目の西段線というのがありますけれど、西段線というのは、現在整備がされつつあるということですが、整備の計画から、この路線は中途、終点に近い方の折れカーブの所からTの字に分かれて両サイドに道が行くというふうになっているわけですが、この図面ではこの西段線というのは、どういうふうになっているのか詳しくはわかりませんが、1本線で曲がって終点になっているというわけですが、そのTの字になるという、片側のTの字部分、片側の部分はどのような扱いになるわけですか。

道路として、農道として整備していくということになる予定ではあるわけですが、どうなりますか。それだけ、とりあえず。

○産業建設課長（山本秀樹君） この地図は住宅地図を写したような形の部分になりますけれども、実際に既存の農道にくっつくわけですね。

ですから、要するに、もういずれにしてもくっつく所までが農道として、今回の工事でやる部分は中山間地域の事業でやれば、その部分が農道管理という形になります。

○10番（鈴木源一郎君） そうしますと、このTの字になる道路整備計画ということのTの字の片側になる部分はどのような扱いになっていくわけですか。

農道としては最後の終点に近い方はTの字に分かれていくというふうになるという予定で

あるわけですから、そこはどういうふうになりますか。

それから、もう一つ続けて、松尾側の横道横田 3 号線ですか、これはあれですか、現在およそ整備されている土手道の赤塗りの部分は、住家のある所付近までで、その先は歩き道しかないわけですね。そこは説明をしているように、後日のこの河川整備のときの管理道として、将来的には整備していくという予定線ではあるけれども、今回は町道としての認定はここまでということで、その先は管理道というふうになるということになりますか。

○産業建設課長（山本秀樹君） ちょっと西段線の部分の言わんとする・・・、質問と我われの答えのところがちょっともしかしたら合っていないのかもしれませんが、いずれにしても、今回で、この議案の方は農道整備をする部分ですね。今回整備をする部分については、今まで町道という形でありましたけれども、その部分を農道として今度は管理していきますということで、町道部分から外しますということになります。

よって、今回中山間地総合整備事業で工事をする部分ですね。手をつける部分については全て農道となりますので、ジョイントする部分まではもう農道というふうに考えていただいて結構だと思います。

また、くっ付く道路もみんな農道となっていますので、ずっと農道というふうな感じでよからうかと思います。そういう意味合いかと思うんですけども。

それで、松尾の方の関係につきましては、繰り返しになりますけれども、峰の方からずっと川沿いに来た細い道につきましては、今後は河川の管理道という形で管理が県の方でされていくということで、今回図に示された赤い部分が町道部分として残るということでございます。

○10 番（鈴木源一郎君） じゃあ、はじめの問題は、最後の終点の方は農道整備としては、T の字に整備して、両サイドの現在の農道に接続していくというふうになる予定で整備しているわけですね。この T の片側の羽の部分はどういう扱いになりますか。この扱いとしては、赤線にのっていないわけだね。町道の歩き道としては残っていると思うけれど。

○産業建設課長（山本秀樹君） このジョイント部分が本当に図面・・・、これから整備予定みたいに細かなくて、町道であったその部分を今度は廃止する部分ですよという、ここは起点と終点、この部分が該当していましたよということで、今回の農道整備がこうなりますという、農道の場所を示すのではなくて、今までの町道の部分はこの部分でしたよということが示してある図面ですので、いずれにしても、この図面の方はまっすぐ今までくっ付いていたわけですね。だから 1 本になっているわけですけど、農道として整備される場合は、2

本にT型になっているといえ、ここは農道として整備をする部分を示していないので、いずれにしても、町道の部分を示してあるので、1本線になっているわけです。枝分かれの部分については、今回、何度も言いますが、中山間地域の総合整備事業で行った部分については、全てそれは農道として今後は管理をされていくということでございます。

この図面で示された部分については、町道であった部分をいま示している。西段線につきましては。

以上です。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（一瀬寿一君） 要は、補助金をもらうため、申請するためということで、県の方からもアドバイスを受けているのかどうか。要するに、補助金をもらってこういう整備をするんだと、そして、あとの維持管理も町の方でそれはやりますよと、町道は当然やらなければならないけれど、農道になっても町の方でも維持管理をしますよということでいいんですね。

○産業建設課長（山本秀樹君） そのとおりです。農道であっても、町の方で管理をしていくということでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） 今、説明を聞きまして、町道に移管するというので、中山間地の総合整備事業ということでわかりますけれども、例えば、この船田地区を3カ所、今回あるでしょうけれども、船田地区に着目した場合に、構想はあるんですか。例えば、道路幅員何メートルにするとか。採択の条件を教えてくださいませんか。この中山間地の採択要件ですか、条件というんですか。

それから、道路を当然拡幅してくると思うんですけども、その辺がわかりましたら、教えてくださいませんか。

○産業建設課長（山本秀樹君） この事業自体が町の方でやるのではなくて、県営事業になりますので、採択うんぬんということではなかろうかと思いますが、予定されているのは、一応4メートルの幅員で整備をするというような予定になっております。

○2番（福本栄一郎君） じゃあ、事業主体は県ということですか。それで、松崎地区から要望があったのを県で採択して、こちらが指定になったということですか。それについて、町道に移管して農道に移管してくということによろしいわけですね。そういった場合に、これは松崎町各地区適用になるんですか。その辺を教えてくださいませんか。

○産業建設課長（山本秀樹君） 今、既存の町道はいろいろ広いのも狭いのもあるわけですが、町道の基準は福本議員もご存じだと思います。町道基準というのはありまして、それでいくと、4メートルの路肩が50センチずつということで、最低5メートルという形になってくるものですから、今度のメートルというのは町道基準には該当しないというような形になってきます。

いずれにしても、町道として、今度町の方で整備をするにあたっては、その町道整備の基準として、基準を満たすような形でやっていく、この場合は、農道として整備をするということで、町道基準の範囲からそれに達しないというようなことで、今度は農道として管理をしていくというようなことでございます。

それは、ほかの地域でやるにあたって同じように町が町道として、今度改めて整備をしていくには、町道の整備基準に基づいて実施をしていくというようなことになります。新設等につきましてはですね。

○2番（福本栄一郎君） ですから、この採択基準は、松崎町、採択要件になりますか。ですから、中山間地の採択要件ですか。例えば、農地が何ヘクタールとか、そういった採択要件はあると思うんですよ。

ですから、松崎町はどの地区でも採択になるんですか。この中山間地総合整備事業というのは。

○産業建設課長（山本秀樹君） 町内いろいろ今回も西段とか、それから、いま松高の前からずっと那賀川にかけてとか、道部のグラウンドのあたり、それから、石部の棚田周辺とか、いろいろ中山間の事業でやっています。あくまでも、全町的に農地が該当になりますけれども、あくまでも、農振地域として定められている区域というようなことであれば、対象になっていくというふうにお考えいただいて結構でございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第27号 町道路線の廃止及び変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9時47分）

---